第二級アナログ通信	［略］
第一級デジタル通信	デジタル伝送路設備（デジタル信号を入出力とする電気通信回線設備をいう。以下同じ。）に端末設備等を接続するための工事。ただし、総合デジタル通信用設備に端末設備等を接続するための工事を除く。
第二級デジタル通信	［略］
総合通信	［略］

（試験科目）

第七条　試験は、次の各号に掲げる資格者証の種類に応じ、それぞれ当該各号に掲げる試験科目について行う。

一　第一級アナログ通信

イ　電気通信技術の基礎

(1)　電気工学（電気回路、電子回路、論理回路）の基礎

(2)　電気通信の基礎

ロ　端末設備の接続のための技術及び理論

(1)　端末設備の技術

(2)　総合デジタル通信の技術

(3)　接続工事の技術及び施工管理

(4)　トラヒック理論

(5)　情報セキュリティの技術

ハ　端末設備の接続に関する法規

(1)　法及びこれに基づく命令

(2)　有線電気通信法（昭和二十八年法律第九十六号）及びこれに基づく命令

(3)　不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）

(4)　電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）及びこれに基づく命令

二　第二級アナログ通信

イ　電気通信技術の基礎

(1)　電気工学（電気回路、電子回路、論理回路）の初歩

(2)　電気通信の初歩

	ジタル通信用設備に端末設備等を接続するための工事（総合デジタル通信回線の数が毎秒六十四キロビット換算で五十以下のものに限る。）
ＡＩ第三種	［同上］
ＤＤ第一種	デジタル伝送路設備（デジタル信号を入出力とする電気通信回線設備をいう。以下同じ。）に端末設備等を接続するための工事。ただし、総合デジタル通信用設備に端末設備等を接続するための工事を除く。
ＤＤ第二種	デジタル伝送路設備に端末設備等を接続するための工事（接続点におけるデジタル信号の入出力速度が毎秒百メガビット（主としてインターネットに接続するための回線にあつては、毎秒一ギガビット）以下のものに限る。）。ただし、総合デジタル通信用設備に端末設備等を接続するための工事を除く。
ＤＤ第三種	［同上］
ＡＩ・ＤＤ総合種	［同上］

（試験科目）

第七条　国家試験は、次の各号に掲げる資格者証の種類に応じ、それぞれ当該各号に掲げる試験科目について行う。

一　ＡＩ第一種

イ　電気通信技術の基礎

(1)　電気工学（電気回路、電子回路、論理回路）の基礎

(2)　電気通信の基礎

ロ　端末設備の接続のための技術及び理論

(1)　端末設備の技術

(2)　総合デジタル通信の技術

(3)　接続工事の技術

(4)　トラヒック理論

(5)　情報セキュリティの技術

ハ　端末設備の接続に関する法規

(1)　法及びこれに基づく命令

(2)　有線電気通信法（昭和二十八年法律第九十六号）及びこれに基づく命令

(3)　不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）

(4)　電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）及びこれに基づく命令

二　ＡＩ第二種

イ　電気通信技術の基礎

(1)　電気工学（電気回路、電子回路、論理回路）の基礎

(2)　電気通信の基礎